タウンミーティング議事録

1　日　　時

平成２９年１０月１４日（土）

午後１時３０分から３時まで

2　場　　所

森の図書館　視聴覚室

3　来場者数

２８名

4　質疑回答

裏面のとおり

Ｎｏ．１

Ｑ　市民

介護認定の審査について、流山は柏や松戸に比べて厳しい審査条件があると聞きました。流山は最近人が増えて財政上も良くなっているのにこのような点を手厚くしないのはいかがなものかと思います。

介護認定の審査は医者や看護師などの専門職が行いますが、自治会をはじめ地元の意見を審査会の中に取り入れるとか、審査結果が希望と違った場合の再審制度を設けるとか、もっと人に寄り添ったシステムを考えてもらえないでしょうか。

Ａ　市

介護認定の審査基準は全国で一律であり、各市で審査の内容に差が出ることはありません。また、介護施設には市域を越えて入所することも可能です。どこの自治体でも市内の方を優先したいという実情はありますが、制度としては広域的に入所することができます。

この一律の審査基準を担保するために、一定のノウハウを有した専門職が判定することとなります。皆さまのご意見は「高齢者なんでも相談室」などの市の窓口にお寄せいただき、市政に反映していきたいと考えます。

次に、介護認定に不服がある場合、何か月か後に改めて申請することが可能ですので、ケアマネジャーにご相談いただければと思います。ひとりひとりに寄り添った形で審査してまいりますので、判定に不満等がある場合は、まずは担当のケアマネジャーにご相談いただき、再申請に臨むという手続きもあります。

Ｎｏ．２

Ｑ　市民

自治会では落ち葉をごみと一緒に出していますが、私は公園の木の根元に集めています。落ち葉に放射能の心配がないなら、このほうが仕事も楽だしごみも減ると思うので、自治会のほうに説明してもらえないでしょうか。

また、ごみの回収業者がカラス避けのネットを戻さないのでごみが散らかります。交通安全や美観上の問題があると思います。

また、江戸川台東口にある京成バスおおたかの森行きの停留所が駅から遠いです。

A　市

ごみの件は、本来は自治会の中で話し合っていただきたい事柄です。タウンミーティングの後に具体的な場所や自治会を改めて確認させていただきます。

なお、落ち葉の放射能は人間が近寄って危険な状態ではありませんが流山市のクリーンセンターには大変性能の良い焼却炉が設置されており落ち葉を燃やすと放射能が濃縮されてしまいます。これは国の基準値よりは下回りますが、他市の処分場に出すための基準値には抵触してしまいます。

次に江戸川台駅のバス停の件ですが、この問題に対応するには駅全体の整備を考える必要があります。申し訳ありませんが当面は現状のまま運営していき、もし何らかの形で駅の工事をするような機会があれば対応していきたいと考えます。

Ｎｏ．３

Q　市民

某新聞で西初石小学校の用地確保に３億５千万円を要したと聞きましたが、金額が間違っていると思います。

また、おおたかの森の新設校の名前は「おおたかの森北小学校」になると思いますが、地権者のみに用地の話がなされ、自治会に情報がきません。もっと自治会に説明してもらえないでしょうか。

A　市

西初石小学校の用地の取得費は、約３億円です。

また、おおたかの森の新設校の名前はまだ決まっておりません。今後もし公募することがあれば、是非すばらしい名前を応募いただければと思います。

学校の用地が市の所有地であれば最初から自治会に説明できますが、民地の場合は地権者との交渉状況によります。可能な限り交渉と並行して説明していきたいと思います。

Ｎｏ．４

Ｑ　市民

タウンミーティングに集まった声について、市民全体の問題は広報などで公表して共有してはどうでしょうか。

また、子どもは学校では知識を身に付け、遊ぶときに知恵をつけるものと思います。行政区により街区公園に非常にばらつきがありますが、公園政策について聞きたいと思います。

Ａ　市

タウンミーティングの結果は市のホームページに公開しておりますのでご覧いただければと思います。

Ａ　市

公園の面積については、おおたかの森などの区画整理地区では基準をきっちり決めていますが、それ以外の場合は開発行為毎に判断しており公園の面積を確保していない場合もあり、地域的な偏在があることは事実です。

ただし、流山は「都心から一番近い森のまち」を謳っています。市野谷の森が最も大きな県立公園ですが、他にも江戸川や利根運河の河川敷の緑なども含めて緑地面積を確保しているほか、グリーンチェーン戦略により緑を植えていただいて、街中に目に見える形のみどりを残しています。

Ｎｏ．５

Ｑ　市民

納税者の納得する行政のあり方・税金の使い方というのは重要です。未来の人口曲線に適うよう財政のあり方を考えなければなりません。

水道事業法が今度改正になりますが、新川耕地の物流施設の水道はどのようになるでしょうか。また、物流施設が完成した暁には住民の雇用を創出して納税者を増やすような後押しができませんか？

また、井崎市長に問いますが、スポーツフィールドの工事に不手際があった件について、このタウンミーティングの場で説明を行い、今後２度と起こさぬよう指導注意しますと謳ってほしいです。流山市では公金横領などの不祥事が続いています。任命権者には責任がありますので、不透明なことの無いよう返答をお願いします。

Ａ　市

新川耕地の物流施設には、流山市の水道を全て使っていただきます。また今年度は「特別給水契約制度」を導入して大口の水道料金を見直しており、月５００立方メートル以上使用する場合の単価を３１０円から２００円に値下げしています。

また、西深井地区などの汚水処理コストを見直して、市街化調整区域については合併浄化槽区域ということで整備計画を変更しました。平成３６年までに下水道設備を概設するよう進めるため、浄化槽の補助金を増やすなど検討していきます。

Ａ　市

クリーンセンターの南側に新しくスポーツフィールドが整備される予定ですが、近隣の調整池の土地の一部を子どものサッカー場などとして活用できるように工事を行うこととしました。

本来、工事の全体額が１億８，０００万円以上の場合、事前に市議会の承認を得る必要があります。本件は、スポーツフィールド全体の整備については議会の承認を得ていたものの、調整池を活用する部分の工事について承認を経ずに進めてしまったものであり、市議会に対して謝罪いたしました。

ただ、この工事が実現すればより多くのコートを確保できますので、より大きな大会を開催することができるようになります。最終的には、市議会において多くの議員にご同意をいただき、無事に着手できることとなりました。

議会の手続きを経ずに先行した点については、今後２度と起きないよ

うルールを明確にして再発防止に取り組んでいます。

Q　市民

あと１つ、東日本大震災の東京電力の問題において、他市との協定の中で共同訴訟を起こすというのもわかりますが、流山市が東京電力に働きかけて物資を納めさせるなど、形に変えてもらうべきだと思います。より東電に圧力をかけて取りはぐれの無いようにしてほしいです。

A　市

東京電力の対応について、はっきり申し上げると、最後の１市になっても請求を続けていく決意です。

現在はＡＤＲという紛争処理機関を利用していますが賠償は全く十分ではありません。近隣自治体においては本市と鎌ヶ谷市以外は債権放棄をして東電と手打ちにしていますが、私たちは最後の１市になるまで東電と係争していきます。このことは市議会でも申し上げていますので、ご支援をいただきたいと思います。

Ｎｏ．６

Q　市民

平井ガソリンスタンドの交差点に歩道橋ができるという話がありますが、ごみステーションは自治会が移設しないといけないのでしょうか。どのような方針で動くべきか聞きたいです。

A　市

本日、あいにく開発の担当がおりませんが、歩道橋ができるという話は聞いておりません。

ごみステーションは任意でご協力いただいている話です。少し冷たい返事かと思いますが、もし市のほうに建築の情報が入ればご連絡をしますので、民・民で解決に向けてお話いただくようご理解いただきたいと思います。

Ｎｏ．７

Ｑ　市民

まちの開発において、行政が入らずに企業に任せてしまうと、美観、景観やみどりを損なう恐れがあります。流山市は開発において企業や不動産の方とどのように関わりながら進めていますか。

また、景観条例の罰則規定について具体的に説明してください。

Ａ　市

流山市は、景観条例やグリーンチェーン戦略など、首都圏でもかなり進んだ、また開発事業者からみれば厳しい規定を設けています。

景観条例については、広告物の色合いや大きさについて規定を設けており、派手な広告物が乱立しないようにしています。

また、みどりについては開発区域に緑地を設けて高木を植えていただく旨を条例に規定しているほか、マンションや宅地を大規模に造成する際はグリーンチェーン認定を行い多くの木を植えていただいています。

例えば、新川耕地に完成予定の物流センターに対しては、各社が広告物の大きさを競って派手なものを作らないよう厳しく指導しているほか、センターと県道の間に人口の土手を作り高木を植えていただくプランになっています。

次に、罰則規定について、どうしても条例等を遵守しない事業者については広報ながれやまに掲載して広く周知する予定です。

Ｑ　市民

個人が宅地などを建てる場合は景観上の罰則規定が適用されますか。

Ａ　市

市に開発申請が上がらない場合は指導や交渉をする機会がなく、条例ではコントロールできません。地域の方々や自治会において解決を図るしかないと思います。

Ｎｏ．８

Ｑ　市民

流山市が産後のケアを始めると聞きましたが、今後どのような形でケアを行うのか具体的に教えてください。

Ａ　市

１０月１日から産後ケア制度がスタートしましたが、具体的には２本立てで考えております。

ひとつは、出産前のケアとして母子手帳を保健センターに取りにきていただければ、保健士が面接を行いご相談に応じるサービスです。もうひとつは、出産した際に産婦人科や助産婦の施設に入院しながら相談することのできるサービスです。

母体の安全と産後の不安を解消するためにスタートしましたが、今後は可能な限りお子さまの成長を見守り、就学前後までサポートするような拡張を国の制度と共に行っていきたいと考えます。

保健センターにお問い合わせいただければ、もう少し寄り添った詳細なご案内ができると思います。

Ｎｏ．９

Ｑ　市民

こちらの自治会では、地域支えあい活動の名簿に非会員の方も含めて１１０世帯もの情報が登録されています。どのように取り組むべきでしょうか。

Ａ　市

地域支えあい活動は平成２７年にスタートしました。

災害時に援助が必要な方を名簿に載せておいて災害時に活用するものですが、他の自治会では日頃の高齢者などの見守り活動にも活用しています。社会福祉課にご連絡をいただければ、こちらから出向いて各自治会の事例等を紹介いたします。

ただ、この活動は駆け足で行うと周りの賛同を得づらい点もあります

ので、展開方法も含めて一緒に考えさせていただければと思います。

Ｎｏ．10

Ｑ　市民

新川耕地の物流センターに働く人は、今後どのように通勤するのでしょうか。近隣には新川小学校や流山北高校があります。通学路の安全についてどのように把握されているか教えてください。

Ａ　市

物流センターの雇用人数については、今後の変動は見込まれるものの６年後には１万数千人になろうかと思います。江戸川台駅の西口には大型のバスが入れますので、基本的にはそこからの通勤を想定していますが、今後各社と協議していきます。

通学路の注意箇所としては、駅前通りの横断などが想定されますが、すでに信号機や歩道がありますので、地域の方々にご協力をいただきながら見守りたいと思います。また、物流センターの就業時間はシフトしますので通学と通勤の時間が単純に重なるわけでは無さそうです。詳細が分かり次第対応をとって、安全を確保していきたいと思います。